

## いわて消費者トラブル防止啓発キャラクター「まてのすけ」デザイン等使用取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、いわて消費者トラブル防止啓発キャラクター「まてのすけ」を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等 「まてのすけ」のイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの
- (2) 物品 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

### (デザイン等の使用)

第3条 デザイン等の使用については、特に許諾を要しない。ただし、収益を上げることが目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにデザイン等を使用する場合のデザイン等使用は、あらかじめ、岩手県立県民生活センター所長（以下「管理者」という。）に、協議するものとする。

- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。
  - (1) 岩手県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
  - (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
  - (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
  - (4) 「まてのすけ」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- 3 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、デザインの使用を禁止することができる。
  - (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
  - (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

### (デザイン等使用料)

第4条 デザイン等を使用する際の料金は、無償とする。

### (使用上の順守事項)

第5条 デザイン等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 原則として物品には「いわて消費者トラブル防止啓発キャラクター までのすけ」と標記を付すること。
- (2) カラー表示する場合、色を変更しないこと。
- (3) 縦横の比率を変えないこと。
- (4) バランスを変えないこと。
- (5) 原則として他の絵や文字を上重ねないこと。

(責任の制限)

第6条 使用者が、デザイン等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、管理者は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。